

# 生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

平成23年6月1日制定

最終改正 令和6年4月1日

契約検査課

## 生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

### 第1 目的

このガイドラインは、生駒市（以下「市」という。）が発注する契約に関し、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続について、共通して遵守すべき事項を定め、プロポーザル方式による契約の公正性、透明性及び客観性を担保することを目的とする。

なお、指定管理者の指定については、「指定管理者制度に関する指針」により実施するものであり、本ガイドラインの対象ではない。

### 第2 定義等

1 このガイドラインにおいて「プロポーザル方式」とは、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案書の提出を受け、原則としてヒアリング及びプレゼンテーション等（以下「ヒアリング等」という。）を実施した上で、当該企画提案書の審査及び評価を行い、当該業務等の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

2 プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。ただし、公募型を原則とし、指名型は、契約の性質や目的から提案者の範囲が限られることが明らかである場合等に行うことができるものとする。

#### (1) 公募型

広くプロポーザルへの参加を募集し、当該募集に応募があった者のうちから、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たす者により実施するプロポーザル方式

#### (2) 指名型

プロポーザルへの参加資格要件を満たす者の中から、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受けて実施するプロポーザル方式

### 第3 対象業務

プロポーザル方式によることができる業務は、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れ、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある業務で、次に掲げるものとする。

(1) 行政計画等の調査・立案業務

(2) 情報システム開発等の業務

(3) 施設の管理運営等の業務

(4) 施設設計等の業務

(5) 催事、公演、イベント企画等の業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適当な業務

### 第4 参加資格

1 プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でな

なければならない。

- (1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書（以下「入札参加資格」という。）を提出していること。
  - (2) 生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
    - ア 公募型プロポーザル方式にあっては、公示日現在から受託候補者特定の日まで
    - イ 指名型プロポーザル方式にあっては、提出要請日から受託候補者特定の日まで
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
  - (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
    - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（以下「法人格のない団体」という。）にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
    - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項第1号の規定は、該当業務において入札参加資格を有する者が極端に少ない場合若しくはいない場合又は入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。
  - 3 前項に規定により第1項第1号の規定を適用しないこととする場合において、資格者名簿に未登録者の者には、次に掲げる書類を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることができる。
    - (1) 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
    - (2) 個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
    - (3) 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

- (4) 個人にあつては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- (5) 誓約書（暴力団排除関係）
- 4 前3項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、該当業務の内容等に応じて別に定めるものとする。

## 第5 実施手順

プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合は、以下の手順によるものとする。

### 1 基本方針の策定

(1) 当該業務の所管課（以下「所管課」という。）は、プロポーザル方式が当該業務の受託候補者特定に際して最もふさわしい方法であるかを十分検討し、業務概要、プロポーザル方式を採用する具体的理由及び期待できる効果、参加資格要件（指名型プロポーザルのときは指名業者及び選定理由）、審査概要等を明らかにした基本方針を策定するものとする。

(2) 前号の基本方針（以下「基本方針」という。）は、次の表を参考に策定するものとする。

参考【基本方針】

事項	主な内容	備考
1 業務概要	件名、業務の目的、業務内容、業務期間、予算等	
2 プロポーザル方式採用理由	プロポーザル方式採用の具体的な理由及び期待できる効果	
3 実施形式	公募型又は指名型	
4 参加資格	必要な参加資格	
5 指名業者	指名業者名、選定理由・基準等 ※指名業者数は、生駒市契約規則第15条第1項の規定に準ずる。	指名型のみ
6 審査概要	審査委員会、委員構成、審査方法等	
7 日程	全体スケジュールと受託候補者特定までの事務手順等	
8 その他	必要な事項	

### 2 実施要領の策定

(1) プロポーザルの実施にあたっては、業務概要、参加資格、受託候補者特定方法等当該プロポーザルを実施する上で必要となる事項を定めた実施要領を策定するものとする。

…【プロポーザル実施要領例】参照

(2) 実施要領において定める事項及び内容は、次の表を参考として策定する。

参考【実施要領】

事項	主な内容	備考
1 業務概要	件名、業務の目的、業務内容、業務期間	
2 業務に要する費用	予定価格（見積限度額）	
3 参加資格	必要な参加資格	業務に必要な要件も明記しておくこと
4 説明会	開催日時、場所等	実施する場合

5 質問の受付及び回答	提出方法、期限、提出先、回答方法等	
6 企画提案書等の作成及び提出	企画提案書を作成する際の手順等（提出書類、必要部数、作成要領等）	別途要領作成も可
7 審査方法	第1次審査、第2次審査、審査スケジュール、審査結果の通知等	別途要領作成も可
8 審査基準及び配点	審査項目、配点	
9 日程	全体のスケジュール	
10 失格事項	失格事項の明記	
11 契約	受託候補者特定後について	
12 その他留意事項	留意事項の明記	
13 担当部署	提出・問合せ先、担当者名等	

### 3 審査委員会の設置

(1) 所管課は、提案内容等を審査するための審査委員会を設置する。

(2) 審査委員会の設置、運営にあたって、学識経験者等外部委員を委員に含む場合は、生駒市プロポーザル審査委員会条例に基づいた、設置要綱を制定するものとする。

また、職員のみで構成する審査委員会の場合は、附属機関に該当しない内部組織となることから、生駒市プロポーザル審査委員会条例の適用はないものの、同条例の趣旨に準拠した審査委員会設置要綱を制定するものとする。

…【審査委員会設置要綱例】参照 (①外部委員を含む場合・②外部委員を含まない場合)

(3) 審査委員会は、委員8人以内（委員長含む。）で組織する。また、委員については、学識経験者等の外部委員、副市長、教育長、市職員及びその他市長等が必要と認める者の中から構成するものとする。ただし、予定価格が5000万円以上の案件にあつては、原則として学識経験者等の外部委員を選定するものとする。

なお、当該業務が施設設計等の場合は施設の営繕を所管する課長を、情報システム開発等の場合は情報システムの運用・管理を所管する課長を原則として加えるものとする。

また、委員の選任にあたっては、特定の分野について重複して委員を選任するのではなく、提案内容を審査するために必要な分野の専門性を有する者を選任するとともに、その選任理由についても決裁において明確に意思決定すること。

(4) 審査委員会の審査事項は、次に掲げるものとする。

ア 実施要領の確認に関すること。

イ 事業者選定に関すること。

ウ 企画提案書等の審査及び受託候補者の特定に関すること。

エ その他市長が必要と認める事項に関すること。

(5) プロポーザル方式において、提案者が1者のみである場合は、審査委員会において取扱いを協議するものとする。

(6) 審査委員会の会議の公開・非公開については、審査委員会において協議して決定するものとする。

(7) 審査委員会の庶務は、所管課において処理する。

#### 4 審査方法等の策定

審査委員会において、審査方法や評価基準を策定する。策定にあたっては、次のことに留意する。

##### (1) 審査方法

- ア 第1次審査：参加資格要件を満たす者の中から、評価基準に基づき、調書や実績表、又は提案内容等の提出書類を審査し、一定基準に達している業者を選定する。
- イ 第2次審査：第1次審査で選定した業者の中から、評価基準に基づき、提案内容及びヒアリング等の内容を審査し、受託候補者を特定する。
- ウ プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。
- エ ヒアリング等を行うときは、ヒアリング等を行う順番（企画提案書の受付順など）や実施方法等を定めておく。
- オ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、受託候補者を特定しないものとする。

##### (2) 審査項目

次の項目に関し、当該業務の内容に応じて詳細な審査項目を適切に定めること。

- ア 事業者に関する項目（実績、技術者等）
- イ 企画提案書に関する項目（提案事項に対する提案内容、実施体制等）
- ウ 参考見積価格に関する項目（提案内容との整合性、価格評価等）
- エ ヒアリング等に関する項目（第2次審査）

##### (3) 評価基準

- ア 審査項目ごとに点数化して評価する。
- イ 審査項目ごとの配点は、当該業務の内容に応じて適切に定める。
- ウ 価格評価については、適切な配分点にするとともに明確な算式を設定する。

参考【算式】

- ①  $(1 - \text{参考見積価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格の配分点}$
  - ② 見積限度額と提示された最低価格との差額を5で除した額をもって5段階に分割し、評価する。
- なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用又は予定価格を超過した場合は失格とする。

#### 第6 情報公開及び提供

プロポーザル方式による受託候補者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、情報公開及び情報提供するものとする。

1 プロポーザル方式により受託候補者の選定結果について、生駒市情報公開条例第5条に基づく行政文書の開示請求があった場合は、次に掲げる情報以外は開示するものとする。

##### (1) 業者からの応募書類で次に掲げる情報

- ① 担当者等の氏名等、個人が識別される情報（条例第7条第1項第1号）
- ② 次に掲げるような法人等の正当な利益を害する情報（条例第7条第1項第2号）
  - ・生産技術上及び営業・販売上の秘密に関する情報
  - ・事業者等の内部に関する情報
  - ・その他公にすることにより、法人等の利益活動を著しく害すると認められる情報

【注意】

情報公開開示請求があった場合、事業者に応募書類の中で法人等の正当な利益を害する情報について確認するものとする。ただし、事業者からの申出があった情報について全て不開示にするものではなく、法的保護に値する蓋然性を有しているか等を判断し、開示・不開示を決定することとなる。

(2) 審査委員会設置要綱及び審査委員会委員名簿で次に掲げる事項

- ・学識経験者等（職員以外の者）の個人が識別される情報（条例第7条第1項第1号）

(3) 各審査委員の評価結果で次に掲げる事項

- ・学識経験者等（職員以外の者）の個人が識別される情報（条例第7条第1項第1号）

したがって、全ての業者名や市職員名については、開示する。

※評価結果の集計表は、開示する。（ただし、ホームページ等で公表する場合は、選定されなかった業者名は非公表とする。）

【参考】各情報の情報提供・公開一覧表

○：公表等、△：部分公表等、×：非公表等

情報名		業者特定前	業者特定後	
			情報提供（HPによる）	情報公開請求
募集要綱、仕様書		○	○	○
審査委員会設置要綱		×	×	○ (ただし、委員名が掲載されている場合、市職員以外の委員名は不開示)
審査委員会委員名簿		×	×	△ (市職員以外の委員名は不開示)
審査基準		× (募集要項に、簡易な形式で掲載)	×	○
応募書類			×	△ (担当者等の氏名等、個人が識別される情報及び法人等の正当な利益を害する情報は不開示)
審査結果	集計結果		△ (選定されなかった業者名は非公表)	○
	各審査委員の審査結果		×	△ (市職員以外の氏名は不開示)

会議録	×	×	○ (ただし、市職員以外の 氏名は不開示)
-----	---	---	-----------------------------

2 情報公開及び情報提供に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して、実施要領において明記するものとする。

- (1) 生駒市情報公開条例の規定に基づき公開すること。
- (2) 受託候補者特定に影響を及ぼさないように行うこと。

【参考】実施要領（例）

提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

3 プロポーザルの実施や選定過程、結果等については、市公式ホームページに公表すること。

第7 所管課の基本的な事務手順（プロポーザル方式実施フロー参照）

プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合は、公正性、透明性及び客観性を失しないよう、次の各号に掲げる手順を参考に行うものとする。

(1) プロポーザル方式の採用の協議

所管課は、プロポーザル方式の採用について、基本方針を策定した上で契約検査課と協議する。また、契約検査課長の合議を必要とする案件については、生駒市随意契約ガイドラインの定めに従うものとする。

(2) 実施要領等の策定

実施要領及び審査方法・審査項目・評価基準を策定する。

(3) プロポーザル審査委員会の設置

プロポーザル審査委員会設置要綱を策定し、プロポーザル審査委員会を運営する。

(4) 審査委員会の開催（実施要領等の確認）

前号に掲げるものについて、プロポーザル審査委員会において確認を受ける。

(5) プロポーザル方式の実施の公示（公募型）

該当業務に係るプロポーザルの実施について公告を策定し、公示する。公示の方法は、実施要領を基に市公式ホームページ等を活用し、広く公示するように努める。この場合において、公示期間（公示から企画提案書等の提出日まで）は20日以上とする。ただし、やむを得ない理由がある場合等は、その期間を10日以上とすることができる。

(6) 提出要請書の送付（指名型）

選定した業者に対して、提出要請書【参考様式1号】と併せて参加意思表明書【参考様式2号】及び実施要領を送付する。

(7) 説明会の開催

具体的な提案を提出させる前には、必要に応じて説明会を開催する。

なお、説明会に理由もなく欠席した者は失格とする。



(8) 質疑応答等

所管課は、当該プロポーザル方式の手続及び企画提案書作成等に関する質問を受け付け、市公式ホームページに当該回答内容を公表するものとする。

(9) 参加意思表明書の受付（指名型）

提出要請後、質問の受付及び回答を経て、参加意思表明書により参加の意思確認を行う。

(10) 企画提案書等の受付及び審査

公募型にあってはプロポーザル実施の公示後、指名型にあっては提出要請後、適切な期間を設けて企画提案書等を受け付け、受付後、厳重に保管する。企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会において実施要領で定めた審査方法に基づき、企画提案書等の提出書類を審査するとともに、ヒアリング等を実施することにより受託候補者を特定する。

なお、審査委員会における予断を排除するため、審査委員会において審査を行う企画提案書等は提案者名の記載のない（マスキング処理の施された）副本等により実施するとともに、ヒアリング等においても提案者名が審査委員に伝わることがないように（提案者の発言も含め）注意すること。

(11) 審査結果の通知

審査結果の通知は、受託候補者の特定後速やかに企画提案者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書【参考様式3号】により通知するものとする。また、受託候補者にならなかった企画提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に当該所管課へ説明を求めることができるものとする。

(12) プロポーザル選定結果等の公表

受託候補者特定後、市公式ホームページ等で情報を公開する。

(13) 契約の締結

前各号の規定により受託候補者を特定した場合は、当該業務について協議を行い、あらためて見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、所管課は次に掲げる書類を添えて、生駒市随意契約ガイドラインの定めに従い、契約検査課長の合議を経るものとする。

- ア 随意契約理由書
- イ 委託業務随意契約確認表（委託業務の場合）
- ウ 随意契約理由書チェック表
- エ 実施要領
- オ プロポーザル審査委員会設置要綱
- カ 議事要旨その他審査過程及び結果が分かる書類
- キ 仕様書
- ク その他必要と認められる書類

附 則

このガイドラインは、平成23年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 このガイドラインは、平成25年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの規定は、このガイドラインの施行の日以後に実施する案件について適用し、同日前に実施された案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの規定は、このガイドラインの施行の日以後に実施する案件について適用し、同日前に実施された案件については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 このガイドラインは、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの規定は、このガイドラインの施行の日以後に実施する案件について適用し、同日前に実施された案件については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 このガイドラインは、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの規定は、このガイドラインの施行の日以後に実施する案件について適用し、同日前に実施された案件については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの規定は、このガイドラインの施行の日以後に実施する案件について適用し、同日前に実施された案件については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和元年6月1日から施行する。

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和3年12月1日から施行する。

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

## 【プロポーザル実施要領例】

### 生駒市〇〇に係る公募型（指名型）プロポーザル実施要領

#### 1. 業務概要

- (1) 目的 ○○
- (2) 業務名 ○○
- (3) 業務内容 ○○
- (4) 業務期間 ○○

#### 2. 業務に要する費用（予定価格）

〇〇円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

※長期継続契約等の場合は、総額か単年度か明記すること

※予定価格を事前公表しない場合は、「非公表」「事後公表」等明記すること

#### 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。
- (2) 生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。  
※公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託候補者特定の日まで  
※指名型プロポーザル方式…提出要請日から受託候補者特定の日まで
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正

な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して  
いると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的  
若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難され  
るべき関係を有していると認められるとき。

※この他業務に必要な要件も明記しておくこと

#### 4. 説明会 ※実施する場合

(1) 開催日時：〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

(2) 開催場所：生駒市役所 会議室〇〇〇

※説明会に理由もなく欠席した者は失格とします。

#### 5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分まで (必着)

(2) 提出方法：別添の質問書 (様式1) により、〇〇にて提出すること。

※〇〇以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

#### 6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届 (様式2) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本〇〇部 (副本については、提案者名  
が分からないようにマスキング処理等を実施すること。)

ア 会社概要 (様式3)

イ 技術者の概要 (様式4)

ウ 業務実績調書 (様式5)

エ 担当技術者調書 (様式6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書 (様式7)

カ 再委託調書 (様式8)

※再委託する場合のみ

キ 工程表 (様式9)

ク 企画提案書 (任意様式)

※注意事項 〇〇

ケ 参考見積書 (任意様式)

※注意事項 〇〇

(2) 作成要領

※別添で「企画提案書等作成要領」を作成する場合は、【別紙「企画提案書等作成要領」  
参照】と記載すること

(3) 提出期限等

① 提出期限：〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分まで（必着）

② 提出場所：生駒市役所〇〇部〇〇課

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

### (1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：〇〇年〇〇月〇〇日（〇）予定

### (2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記8(2)で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、下記8(4)でヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：〇〇年〇〇月〇〇日（〇）予定

### (3) 審査結果の通知

#### ①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、〇〇で通知します。

#### ②第2次審査

審査結果を〇〇により通知します。

## 8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実績・技術者 〇〇／〇〇点

(2) 企画提案の内容・実施体制 〇〇／〇〇点

(3) 参考見積書 〇〇／〇〇点

(4) ヒアリング等の内容（第2次審査時） 〇〇点

## 9. 日程

公示	〇〇年〇〇月〇〇日
説明会	〇〇年〇〇月〇〇日
質問受付締切	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時まで
質問回答	〇〇年〇〇月〇〇日
企画提案書等受付締切	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時まで
第1次審査	〇〇年〇〇月〇〇日
第2次審査	〇〇年〇〇月〇〇日（予定）

結果通知	〇〇年〇〇月〇〇日（予定）
契約締結	〇〇年〇〇月下旬（予定）
業務開始	〇〇年〇〇月上旬（予定）

## 1 0. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

## 1 1. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

## 1 2. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

## 1 3. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所〇〇部〇〇課 担当〇〇

生駒市東新町8-38 Tel.0743-74-1111 内線〇〇

## 【審査委員会設置要綱例①】

### 〇〇〇〇に係る生駒市プロポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市プロポーザル審査委員会条例(平成24年10月9日条例第35号)に基づき、プロポーザル方式(専門性、技術力、企画力等を総合的に判断した上で、受託候補者を特定する方式をいう。)により受託候補者を特定する場合の審査を、公平かつ公正に行うために設置する〇〇〇委員会(以下、「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 〇〇〇〇に係る受託候補者を特定するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 企画及び技術等に関する提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な提案者の特定に関すること。
- (4) その他受託候補者の特定に関し、〇〇〇〇が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験のある者(公認会計士、弁護士など)
- (2) 〇〇〇〇部長
- (3) 〇〇〇〇課長
- (4) 〇〇〇〇

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、〇〇〇〇(所管課)において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この要綱は、〇〇〇〇(業務名)に係る受託候補者の特定が行われたときに、その効力を失う。

【審査委員会設置要綱例②】

〇〇〇〇に係る生駒市プロポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、プロポーザル方式（専門性、技術力、企画力等を総合的に判断した上で、受託候補者を特定する方式をいう。）により受託候補者を特定する場合の審査を、公平かつ公正に行うために設置する〇〇〇委員会（以下、「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 〇〇〇〇に係る受託候補者を特定するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 企画及び技術等に関する提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な提案者の特定に関すること。
- (4) その他受託候補者の特定に関し、〇〇〇〇が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 〇〇〇〇部長
- (2) 〇〇〇〇課長
- (3) 〇〇〇〇

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、〇〇〇〇（所管課）において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この要綱は、〇〇〇〇（業務名）に係る受託候補者の特定が行われたときに、その効力を失う。



【参考様式1号】

生 ○ ○ 第 ○ ○ 号  
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

生駒市長 ●● ▲▲

## 提 出 要 請 書

企画提案の募集に当たり、下記のとおり、貴社に提案書の提出を要請いたします。

### 記

1. 業務名 ○○
2. 内容等 生駒市○○に係る指名型プロポーザル実施要領のとおり
3. 送付書類 (1) 生駒市○○に係る指名型プロポーザル実施要領  
(2) 参加意思表明書

問い合わせ・連絡先  
生駒市役所 ○○部 ○○課 ○○係  
TEL 0743-74-1111 (内線○○○)  
FAX  
E-mail

【参考様式2号】

## 参加意思表明書

年 月 日

生駒市長 ●● ▲▲ 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

業務名 ○○業務

上記業務について、実施体制回答書及び技術提案書を

提出します。

提出しません。

【参考様式3号】 ※最終結果

生 ○ ○ 第 ○ ○ 号  
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

生駒市長 ●● ▲▲

## プロポーザル審査結果通知書

企画提案書を提出していただきましたプロポーザルについて、生駒市○○プロポーザル審査委員会において審査した結果、下記のとおり通知します。

### 記

1. 業務名

2. 結果

①貴社の企画提案を採用します。

②次の理由により、貴社の企画提案は採用されませんでした。

理由：

※採用の有無により①または②を記載

3. その他

※必要な連絡事項を記載

※受託候補者にならなかった企画提案者へは説明を求められる期間及び方法を記載

4. 問い合わせ・連絡先

生駒市役所 ○○部 ○○課 ○○係

TEL 0743-74-1111 (内線○○○)

FAX

E-mail

【参考】 ※第1次審査後の結果

生 ○ ○ 第 ○ ○ 号  
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

生駒市長 ●● ▲▲

生駒市○○に係る公募型（指名型）プロポーザル  
第1次審査の結果について（通知）

このことについて、貴社から提出された応募書類等を評価項目及び評価基準に基づき総合的な評価により審査した結果、1次選考を通過した旨を通知いたします。

なお、貴社の企画提案について、下記のとおりプレゼンテーションによる第2次審査を実施いたしますので、併せて通知いたします。

記

1. 実施日時 ○○年○○月○○日（○）  
○時から
2. 実施場所 生駒市役所 ○階 ○○会議室
3. 問い合わせ 生駒市役所 ○○部 ○○課 ○○係  
TEL 0743-74-1111（内線○○○）  
FAX  
E-mail

※ プレゼンテーション実施の詳細は、別紙記載可（出席者、その他注意事項等）

【参考】 ※第1次審査後の結果

生 ○ ○ 第 ○ ○ 号  
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

生駒市長 ●● ▲▲

生駒市○○に係る公募型（指名型）プロポーザル  
第1次審査の結果について（通知）

このことについて、貴社から提出された応募書類等を評価項目及び評価基準に基づき総合的な評価により審査した結果、選定するに至らなかった旨通知いたします。

なお、本業務の企画提案等について多くの時間と労力を費やされたことに対し、厚く御礼を申し上げます。